

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 5 月 31 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25370880

研究課題名(和文)北米先住民の「記憶の場」構築に関する史的考察：ノーザン・シャイアンの史跡化営為

研究課題名(英文)The Construction of Realms of Memories through the National Historic Preservation Act: In the Case of the Northern Cheyenne Tribe

研究代表者

川浦 佐知子(KAWAURA, Sachiko)

南山大学・人文学部・教授

研究者番号：30329742

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は部族固有の記憶を宿す地所の国定史跡化に力を注ぐノーザン・シャイアンの事例を検証することで、歴史と記憶の交差を検討するものである。現地フィールド調査、インタビュー調査、史資料調査を通して、1)歴史性に訴えて先住民が土地保全を図る方策には一定の有効性が認められる、2)部族の精神性、宗教性に関わる記憶は歴史という文脈に容易に収まらない、3)史跡化により部族の記憶は国史に一旦は従属させられるものの、史跡管理の過程において出来事の解釈を巡る議論・対話は継続する、ことが明らかとなった。史跡化は部族主権の原点に関わる記憶を継承し、時間的奥行きをもって近代部族自治を捉えることに繋がることを確認された。

研究成果の概要(英文)：The study examines Native American tribes' current efforts to preserve their heritage through the National Historic Preservation Act (NHPA). The study focuses on the Northern Cheyenne tribe, one of the most active native entities in terms of registering their sacred sites and battle sites as National Register of Historic Places (NRHP). Employing field research and archive research, the study finds that there is a considerable gap between the framework for the NRHP registration and the tribe's definition of the sacred sites, and that could be translated as a discrepancy between U.S. national history and the tribe's collective memories. While to what extent the NHPA effectively functions for the Native claims of land preservation is still uncertain, by preserving tribal memories through the NHPA, the tribe retains ability to voice their interpretation of historic events, thereby redefining the meaning of tribal sovereignty in the 21st century United States.

研究分野：人文学

キーワード：北米先住民 史跡 記憶の場 国家歴史保存法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は申請者が平成 21 - 23 年度に実施した、挑戦的萌芽研究「北米先住民の保留地保持を支える集合的記憶の検討：ノーザン・シャイアンの事例」(課題番号 21652064) の調査結果をふまえ、その発展として計画・実施された。先の調査からは強制移動先からの脱出(1878 年)が、部族保留地獲得を可能にした「祖先の犠牲」として解釈されてきたこと、またその解釈が保留地内土地の保持に力点を置く、今日の部族自治の礎となってきたことが明らかとなった。

一方、部族主権(tribal sovereignty)の基となるのは、連邦政府による先住民の保留地への囲い込みがなされる以前の記憶であり、「保留地」のみに焦点を当てて部族主権を検討することの限界も明らかとなった。ノーザン・シャイアンが近年活発に史跡化を進める保留地外土地の史跡化は、部族主権の原点に関わる記憶を継承し、時間的奥行きをもって近代部族自治(tribal governance)を捉えることに繋がると考えられた。

(2) 先住民の聖地保護は、アメリカインディアン宗教自由法(1978 年)の聖地保護条項によって保障されている。しかし現実には、1980 年代の先住民による聖地保護の訴えは、土地・資源開発、観光開発を優先させる判決によって悉く敗訴に終わった。特に宗教自由法の司法上の強制力を否定した 1988 年リング判決以降、先住民は連邦歴史保存法や環境法などといった間接的な法律に頼って部族由来の地を護らざるを得ない状況にあった。

2004 年、シヴィッシュ判決は特定集団にとって宗教的重要性をもつ地であることは歴史的、文化的重要性をもつ地の保護を妨げるものではないと判示し、これによって「歴史性」に訴えて先住民が聖地保護を図る道が開かれた。「史跡化」という、先住民にとって比較的新しい土地保全の一方策の実際を、司法・行政が認める地所の「歴史性」と、部族が重視する場の全体性・聖性がどのような接点を結んでいるのかを検証することは、現代アメリカ合衆国における先住民部族の位置づけを検討する上で意義があると考えられた。

(3) 「国定史跡化」を通しての部族記憶の継承は、共同体の記憶を「国家」という文脈に据える営為と捉えられる。内務省国立公園局の下、部族由来の地が国定歴史地区(NHS)として認定されれば国立公園などと同様、特定目的のために連邦政府が継続的に確保すべき土地となり、払下げなどの処分対象となりうる公有地と区別される。国定歴史名所(NHL)となった場合も、開発計画には一定の歯止めがかかる。内務省国立公園局を介して部族由来の地の史跡化を図ることは、先住民部族にとって土地管理を巡る権利主張の新たな方策となると考えられた。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、現代アメリカ合衆国における先住民の記憶の史跡化営為の検証を通して、「歴史」と「記憶」の交差を検討することにある。具体的には、部族固有の記憶を宿す地所の国定史跡化に力を注ぐノーザン・シャイアンの事例を検証することで、国史と異なる解釈をもつ共同体の記憶や、主流社会と異なる伝統的世界観を宿す「場」がどのような解釈を介して国史と接点を結ぶのか、また部族主権・部族自治にとって記憶の史跡化はどのような意味をもつのかを明らかにする。

本研究では以下の 3 点に焦点を当てた。

アメリカインディアン宗教自由法(1978 年)以前にノーザン・シャイアンが関わった土地係争を洗い出すとともに、宗教自由法制定以降の先住民による土地保護に関わる訴訟の争点を検証する。

サンドクリーク虐殺地(2007 年)など、ノーザン・シャイアンが関わった国定史跡認定の過程を明らかにすることで、史跡化に込められた部族の意図、及び部族共同体の記憶が国定史跡となるための条件について検討する。

部族埋葬地オッタークリークで検討されている、モンタナ州政府主導で進められる石炭開発計画を検証することで、立地紛争の渦中にある地所の保全を目指す部族にとって、国定歴史保存法が如何なる効力をもつのかを検討する。

上記 3 点に焦点をあてることで、先住民の記憶継承と国家歴史顕彰の接点を実証的に検討し、部族主権・部族自治にとって記憶の史跡化がどのような意味をもちうるのかを考察する。

## 3. 研究の方法

### (1) 理論的枠組み

本研究では「記憶の場」(P・ノラ,1984/2002,『記憶の場』)を鍵概念とすることで、歴史と記憶の交差を検討した。ノラは「記憶の場」を、歴史と記憶の乖離が深化する現代において、歴史に置き去りにされた記憶を結晶化し、忘却を防ぐための装置として定義している。先住民の側から歴史と記憶の交差を検討する本研究では、人文地理学の視点を取り入れることで「記憶の場」をより広義に捉え、歴史的出来事や人々の営みの記憶のみならず、景観、植生など土地のもつ特性、土地にまつわる神話、伝説や伝統的世界観をも含めた「場」の全体性を視野に入れた。

### (2) 現地調査

毎年夏季に実施したモンタナ州ノーザン

ン・シャイアン保留地での調査では、保留地内外の土地保全の状況をフィールド調査した。併せて部族記憶が関わる地所の保全に尽力する部族歴史保存委員会メンバー、教育関係者、部族伝統儀式に関わるメンバーに対してインタビューを行い、近年、部族が部族関連地所を国定史跡化するに至った経緯やその意図について調査した。

国定史跡認定の条件、及び認定後の地所の保全についての情報を収集するために、国立公園局インターマウンテン地域事務局国定史跡担当者へのインタビューを実施した。史跡化を目指す部族と、史跡認定を司る国立公園局との折衝や、両者の協働の状況を把握した。

保留地周辺に存在する部族関連国定史跡については、景観維持の状況や近隣での資源開発の状況、及び地所にまつわる歴史的出来事の解釈がどのようにパブリックに提示されているのかについて調査した。併せて、国定史跡となっていないものの、部族にとって所縁の深い地所の現地調査も行った。

### (3) 史資料調査

アメリカンインディアン宗教自由法以前にノーザン・シャイアンが関わった土地係争については、デンバー国立公文書館において史料調査を行った。国定史跡となったそれぞれの場が、どのような事由に基づいて認定を受けたのかについては、主に国定史跡認定を司る国立公園局の協力を得て資料調査を行った。

## 4. 研究成果

(1) 先住民部族が近年、部族所縁の地所の国定史跡化を目指すこととなった背景には、20世紀における先住民の土地返還、土地保全の訴えが悉く退けられてきたこと、及び2004年シヴィッシュ判決によって「歴史性」に訴えて先住民が聖地保護を図る道が拓かれたことが関連していると思われる。

ノーザン・シャイアンは1920年代から聖地ブラックヒルズの返還を目指し、1946年に先住民の土地請求を扱う政府機関インディアン請求委員会が設立されると、土地返還の嘆願書を提出した。当該地域は部族の生活圏であったが、1851年フォートラミー条約においてスー族などと異なる独立部族として認知されていなかったため、部族の土地権原は「歴史的事実」として認められず、補償金支払いをもって決着を見た。ノーザン・シャイアンにとってブラックヒルズ請求は、合衆国が認める「土地権原」に頼らない手法で、部族由来の地所の保護・保全を希求するきっかけとなったと考えられる。

1980年代、憲法修正第一条宗教の自由な活動条項に則っての先住民の聖地保護の

訴えは、土地開発がもたらす「公的利益」を優先する司法判断によって退けられた。先住民にとっての聖地での宗教活動の必要性や重要性は、土地開発計画の見直しを迫るほどの「やむにやまれぬ事由」としては認められず、憲法が定める「信教の自由」は先住民の聖地信仰を保障しないことが明らかとなった。こうしたなか、先住民聖地の国家歴史上の意義を認めたシヴィッシュ判決は、「先住民聖地」を「歴史的地所」と読み替えることで保護する可能性を示した。

(2) 先住民関連地所の国定史跡化が促された背景には、開発を専ら優先し、先住民の聖地保護請求をないがしろにした司法判断に対する行政の反発があった。特にアメリカンインディアン宗教自由法を単なる「政策的声明」に過ぎないと見なした1988年リング判決に対しては多方面から批判が寄せられ、以降、先住民の宗教や文化の保護・保存のための法・大統領令・規定が次々と定められた。なかでも開発によって影響を蒙ることが予測される先住民部族との協力・協議を義務付けた、1992年国家歴史保存法改正は先住民にとって大きな意味をもつ。開発が歴史的価値のある地所に与える影響に配慮することを定めた同法106条は、部族所縁の地所の保護・保全を希求する先住民が土地開発に異議申し立てを行う上で、重要な拠り所となっている。合衆国における歴史的地所の保護・管理を司り、国家歴史保存法に照らして国定史跡を認定する内務省国立公園局との連携は、先住民の史跡化営為を後押しするものとなっている。

(3) 先住民部族が部族所縁の地所を史跡化する背景には、聖地保護、土地保全、記憶継承といった要素がある。先住民関連地所の史跡化にはこれらの要素が密接に関わりあっているが、本研究ではノーザン・シャイアンが関わった国定史跡を検証するにあたり、聖地保護のための史跡化、開発阻止のための史跡化、記憶継承のための方策としての史跡化の3種に分けて検討し、以下の考察を得た。

聖地保護のための史跡化として取り上げたメディスンウィール/メディスンマウンテン国定歴史名所(NHL)の検討からは、先住民部族によって国立公園局の認める「聖地」の再定義が求められたことが明らかとなった。

ワイオミング州メディスンマウンテン山頂に位置するメディスンウィールは、1970年に既に国定歴史名所の認定を受けていた。1990年代になると森林伐採や観光開発を懸念する複数の部族によって、開発保護の対象となる領域を拡大するため、メディスンマウンテン全体を国定歴

史名所とするよう国立公園局に対して働きかけが行われるようになった。

メディスンマウンテン、及びその周辺に偏在する古代遺跡や、先住民部族の儀式に関わる重要な地所の情報が収集され、2011年に総面積4080エーカーの地所がメディスンウィール/メディスンマウンテン国立歴史名所の認定を受けた。本件は、メディスンウィールという「遺跡」のみに歴史的意義を見る国立公園局に対し、地形、景観、生態系など、場の全体性に聖性を見る先住民の世界観が示された事例と言える。

開発阻止の方策としての史跡化として、部族保留地を取り巻くように位置するローズバッド戦場国立歴史名所、ウルフマウンテン戦場国立歴史名所、ディアメディスン・ロック国立歴史名所の3地所について検討した。いずれもインディアン戦争に関わる地所であり、ノーザン・シャイアン部族史においても重要な意味を持つ場である。故に部族記憶の継承の上でも重要な地所であるが、本研究では資源開発から部族主権の記憶の宿る地を保護する目的で史跡化がなされたケースとして捉えた。

石炭や天然ガスの豊富な埋蔵が知られるモンタナ州南東部では、これまで数々の資源開発が進められてきた。ノーザン・シャイアンも1970年代アメリカエネルギー危機の時代には、資源開発企業によって不当な開発リース契約を結ばされた経緯があり、以降、部族は保留地のみならず周辺地区の資源開発について慎重な対応を採ってきた。部族自治は「領土」なくしてあり得ず、国立史跡認定を受けたローズバッド戦場、ウルフマウンテン戦場、ディアメディスン・ロックの3地所の保全は、部族自治の基盤となる保留地の保持・保全の上で要となるものといえる。

保留地南部には巨大石炭採掘所、北部には石炭火力発電所が稼働しており、保留地東境界近隣のオッタークリークではモンタナ州主導の石炭開発計画や石炭運搬のための鉄道敷設計画が進められようとしている。2008年に国立歴史名所となったウルフマウンテン戦場は保留地東境界近郊にあり、開発予定地であるオッタークリークに近い。部族はオッタークリークでの開発計画は、史跡認定を受けたウルフマウンテン戦場の保全に影響を与え、改正国家歴史保存法第106条を用いて祖先の埋葬地であるオッタークリークの保全を目指している。

開発阻止を目的とした史跡化の事例として扱った3地所のうち、ローズバッド戦場及びウルフマウンテン戦場の史跡化については、国立公園局が戦跡の史跡化

に前向きであったため、部族と国立公園局の双方の利害が一致した。一方、ディアメディスン・ロックの史跡認定については、当初、国立公園局は難色を示していたことが判明した。多くの壁絵が描かれた巨大なサンドストーンの花崗岩群であるディアメディスン・ロックは、ローズバッドの戦いやリトルピックホーンの戦いに先立ち、平原部族連合がサンダンスが執り行った地所であり、部族にとって精神的な意味を持つ地である。最終的には宗教的意味合いに力点を置くのではなく、インディアン戦争の文脈における地所の歴史的意義に焦点を当てることで、ディアメディスン・ロックは国立歴史名所として認定された。

保留地周辺に位置するローズバッド戦場、ウルフマウンテン戦場、ディアメディスン・ロックは、部族が主権をもつ集団として合衆国と対峙した過去を象徴する地所である。保留地保持を支える基盤となる「部族主権の記憶」を継承していく上でも、これらの地所を国立史跡化し、盤石な体制の下で保護していくことは部族にとって重要な意味を持つと考えられる。

記憶継承の方策としての史跡化として取り扱ったコロラド州サンドクリーク虐殺地国立歴史地区(NHS)、及びカンサス州パニッシュド・ウーマンズ・フォーク戦場国立歴史名所は、締結条約の反故、虐殺、戦闘、強制移動先からの脱出といった出来事を繋ぎ、部族の側から保留地設立に至るまでの部族史を語る上で、重要な意味を持つ地所である。特に2007年国立歴史地区として認定を受けたサンドクリーク虐殺地は、部族に対する合衆国の歴史的責務を問う地であり、部族は出来事の記憶が忘却されることを阻止し、虐殺された祖先の霊が宿る地を保全するために史跡化を進めた。

サンドクリーク虐殺地は、連邦政府による地所の所有・管理が原則となる国立歴史地区としての認定を受けたが、国立歴史地区設立には議会での制定法が必要であり、その認定は国立歴史名所よりも厳格である。部族がサンドクリークを政府管轄地として保全することを希求した背景には、1865年リトル・アーカンサス条約がサンドクリークの虐殺に対する補償を部族に約束しながら、今日まで合衆国がその補償を果たさないままであるという事実に対する部族の反駁がある。

国家レベルのコミットメントを引き出したサンドクリーク虐殺地の史跡化は、虐殺犠牲者の子孫の並々ならぬ決意によって成し遂げられた。長年に亘り忘却の過程に晒されてきたサンドクリークであるが、地所が史跡化されたことによって

コロラド州史における位置づけも、コロラドテリトリーを先住民から護った「戦い」であるとする見解から変容しつつある。

2007年のサンドクリーク虐殺地の国立歴史地区認定は、その後続くノーザン・シャイアン史跡化営為の起点となっており、21世紀における部族の記憶継承の方向性を定める大きな転換点となった。

(4) 先住民部族の史跡化営為の検討を通して、国立公園局が司る「歴史」と部族の「記憶」の交差について以下の3点が明らかとなった。

部族の精神性、宗教性に関わる記憶は、「歴史」という文脈に容易に据えることはできない。このことは国立公園局が史跡として認める「聖地」の定義が非常に限定的なものであることにも表れている。

本研究が扱った6件の国立史跡のうち、聖地としてその歴史的重要性を認められたのは、遺跡保存法がその保護を保障する「先史時代の先住民遺跡」の定義に該当するメディスンウィール/メディスンマウンテンのみである。先住民側から見れば、他の5件の地所も祖先の霊の宿る聖地であるが、インディアン戦争という文脈で国立公園局は史跡認定を行っている。

部族にとって共同体の記憶を宿す地所の史跡化は、いかにその世界観を損なうことなく、国立公園局が用意する「歴史」の文脈に載せるのが鍵となる。

国立史跡化に際し、地所に関わる部族の記憶は国史の文脈に一旦は従属させられるものの、史跡化によって地所が保護される限り、出来事の解釈を巡る議論・対話は継続する。

国立公園局がどのような史観の下、どのような地所を優先的に史跡化しようとするのか、その方針に沿う形で先住民側は部族関連地所の史跡化を進めることになる。現在のところ、国立史跡認定のために国立公園局が先住民側に用意する文脈は、「インディアン戦争」に限定されており、この文脈に沿う形でノーザン・シャイアンも史跡化を進めていた。

一方、史跡管理の過程では、出来事の解釈をどのように公に示すのかについて検討・議論の余地があり、実際、サンドクリーク虐殺地の管理計画では、この点について未だ国立公園局と部族の間で合意形成が成立していない。

地所の保護・保全に伴う場の解釈についての議論の継続は、先住民の史跡化営為が解釈に開かれた、多声性をもつ「歴史」の可能性を示す営みであることを示

すものであると言える。

部族にとっては、部族の記憶を宿す地所を史跡化によって保護することは、「現代合衆国における部族主権・部族自治」を先住民部族の視点から、継続的に解釈していく営みを可能にするものであると言える。

ノーザン・シャイアンの事例を見る限り、国立公園局の下で進められる部族関連地所の史跡化は、部族の記憶継承、土地保全の方策として一定の効力を持つものとなっている。国家歴史保存法改正によって先住民は、部族関連地所での土地開発計画について協議の場に参加することが可能となった。これにより部族は開発計画の詳細を知り、必要があれば協議を長期化させることで速やかな計画遂行を阻止し、土地保全のために他部族や環境保全団体との連携を構築することができるようになった。

しかし国家歴史保存法第106条が、先住民関連地所での土地開発に対してどの程度の抑止力を持つのかについては不確定な要素も多い。国家歴史保存法は土地開発、資源開発に対する決定的な抑止力を持たないが故に、これまで改正、改編が重ねられてきた。先住民部族は今後も行政がどのように国家歴史保存法を運用していくのか、注視していく必要がある。

(5) ノラが提唱する「記憶の場」は、歴史と記憶の乖離が進む社会を前提としており、記念行事など、出来事の記憶を歴史に留める行為を想定している。しかし、先住民部族においては、場と記憶と物語は統合されており、部族の来歴を示す部族史と部族共同体の記憶の間にはノラが想定するような大きな乖離は今のところ存在しない。

歴史と記憶の乖離は先住民にとって、現在のところ必然ではなく、ノラが定義する歴史に置き去りにされることを防ぐための「記憶の場」と、先住民が史跡化によって保護しようとする「聖地」との間には質的な違いがある。一方、伝統的世界観の世代継承が必ずしも順調に進んでいるとは言えない現状にあって、先住民関連史跡が忘却阻止を促すのみの「記憶の場」に変容する可能性も否めない。その際には、地所での出来事を巡る解釈は国史の枠組みに捉えられ、一様で固定したものになると考えられる。

##### 5. 主な発表論文など

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

川浦佐知子、「部族主権の記憶と合衆国史への反駁—ノーザン・シャイアンの史跡化営為」、アメリカ研究、査読有、第50

号、87 - 105、(2016)  
川浦佐知子、「北米先住民の土地保全と記憶の史跡化：国定史跡保存法とノーザン・シャイアンの「記憶の場」」、アカデミア人文・自然科学編、査読無、第10号、45 - 74、(2015)  
川浦佐知子、「北米先住民の「記憶の場」：ノーザン・シャイアンのブラックヒルズ請求」、査読無、第8号、1 - 19、(2014)  
川浦佐知子、「歴史と記憶の交差にみる「質」 北米先住民の「記憶の場」を巡って」、質的心理学フォーラム、査読有、Vol.5、32 - 41、(2013)

〔学会発表〕(計6件)

川浦佐知子、「土地の記憶と歴史の語り 米国先住民ノーザン・シャイアンの史跡化営為の検討を通して」、日本質的心理学会第12回大会、(2015/10/03) 宮城教育大学  
川浦佐知子、「国定史跡と記憶の危機 合衆国先住民ノーザン・シャイアンの史跡化営為と土地保全」、2015年度南山大学人類学研究所共同研究会「危機と再生の人類学」、(2015/06/24) 南山大学  
川浦佐知子、「北米先住民の史跡化営為 ノーザン・シャイアンの記憶継承と土地保全」、第65回日本西洋史学会、(2015/05/17) 富山大学  
川浦佐知子、「記憶を語る 北米先住民のナラティブにみるゲシュタルト」、日本ゲシュタルト療法学会第5回ワークショップ大会、(2015/01/11) 新潟県長岡市和泉屋  
川浦佐知子、「NAGPRA と先住民の記憶 「送還・返還」から「帰還」へ」、国立民族学博物館共同研究会「米国本土先住民の民族誌資料を用いるソースコミュニティとの協働関係構築に関する研究」、(2014/06/01) 国立民族学博物館  
川浦佐知子、「北米先住民の記憶継承：土地と記憶と共同体」、日本質的心理学会第10回大会、(2013/08/30) 立命館大学

〔図書〕(計1件)

Sachiko Kawaura, "History · Memory · Narrative - Expression of Collective Memory in the Northern Cheyenne Testimony," In Adler, N. & Leydesdorff, S. (Eds.), *Evidence and Testimony in Life Story Narratives*. Transaction Publishers. (2013/08)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川浦佐知子 (KAWAURA, Sachiko)  
南山大学・人文学部・教授  
研究者番号：30329742

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし